

## さいたま市監査委員告示第9号

さいたま市長から、別添のとおり平成30年度の包括外部監査結果についての措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により告示する。

令和2年3月24日

さいたま市監査委員	大	矢	幸	子
同	工	藤	道	弘
同	土	井	裕	之
同	島	崎		豊

### 包括外部監査の結果に基づく措置の状況（総括表）

（令和2年3月通知）

監査年度	特定の事件 （監査テーマ）	指摘・ 意見の別	対象	指摘事項等の件数	過去に措置状況を 通知した件数	今回措置状況を 通知する件数	対応中の件数
				A	B	C	A－B－C
平成30年度	道路事業に関する財務事務 の執行について	指摘事項	市長	13	7	1	5
			教育委員会	0	0	0	0
			計	13	7	1	5
		意見	市長	33	25	4	4
			教育委員会	0	0	0	0
			計	33	25	4	4

## ◆平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：道路事業に関する財務事務の執行について

（令和2年3月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P42	指摘	PCDA サイクル の適用について	「さいたま市都市計画マスタープラン」では、都市計画のマスタープランは「地域別まちづくり構想」や「個別・関連計画」により推進されるため、「全体構想」の進捗状況の把握・評価は、「地域別まちづくり構想」や「個別・関連計画」をPDCAサイクルにより評価し、その評価をフィードバックすると明示している。 市民にとって有益な都市計画道路とするためにも道路網計画においては、整備における時間軸を含めてPDCAサイクルを実施すること、道路網形成プログラムにおいては、道路整備の実施、多様な実現手法の検討、廃止に向けた取り組みに対して明確に成果指標を定めてPDCAサイクルを実施することが必要であると考え。	都市局 都市計画部 都市計画課	○	対応中	道路網計画は、本市の将来像を実現するため、長期的視点で必要な道路網を位置付ける計画であることや、道路整備に関しては「道路整備計画」があることから、整備に関する内容は含めず、PDCAサイクルを次回見直し（令和5年3月）する際に実施することとした。
P54	指摘	所管替え及び行政財産の棚卸し について	従前から堀崎中央公園に隣接する行政財産（道路用地）は公園の一部として利用されているものの、所管替えの手続は完了していない状況である。そのため、堀崎中央公園に隣接する用地については、都市計画道路の用地として所管し、管理区分を設け、管理している。しかし、公園に隣接する用地についての形態を確認すると、一般市民からは公園と都市計画道路の事業用地との判別はつかない。 本来であれば、計画変更・廃止した際に普通財産にするか、所管替えをしておくのが適切な処理となる。堀崎中央公園に隣接する都市計画道路の事業用地については、普通財産とするか、所管替えをするのかについて確定し、適切な処理をすべきである。 また、このようなことが発生しないよう、定期的に所有財産を棚卸し、利用の可否、所管替えの有無、普通財産への引継ぎの有無等を確認するフローが必要である。	建設局 土木部 道路計画課	○	対応中	管理区分の対応については、当該土地の境界が確定していないため、用地測量業務を発注し、境界を確定させた。確定させたため、令和2年3月9日から公園所管課と協議を開始した。
P54	指摘	所管替え及び行政財産の棚卸し について	従前から堀崎中央公園に隣接する行政財産（道路用地）は公園の一部として利用されているものの、所管替えの手続は完了していない状況である。そのため、堀崎中央公園に隣接する用地については、都市計画道路の用地として所管し、管理区分を設け、管理している。しかし、公園に隣接する用地についての形態を確認すると、一般市民からは公園と都市計画道路の事業用地との判別はつかない。 本来であれば、計画変更・廃止した際に普通財産にするか、所管替えをしておくのが適切な処理となる。堀崎中央公園に隣接する都市計画道路の事業用地については、普通財産とするか、所管替えをするのかについて確定し、適切な処理をすべきである。 また、このようなことが発生しないよう、定期的に所有財産を棚卸し、利用の可否、所管替えの有無、普通財産への引継ぎの有無等を確認するフローが必要である。	建設局 土木部 土木総務課	○	対応中	管理区分の対応については、当該土地の境界が確定していないため、用地測量業務を発注し、境界を確定させた。確定させたため、令和2年3月9日から公園所管課と協議を開始した。

## ◆平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：道路事業に関する財務事務の執行について

（令和2年3月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P61	意見	境界線画定業務の記録の整理について	境界確定図を作成する際には、現地写真なども撮影され、別途保管されるが、境界確定図には添付されていない。そのため、道路上に建築物等が存在したまま境界確定を行った場合には、境界確定図からは事後的に当該状況や現地写真などを確認できない状況にある。 そのため、境界確定時に現況に建築物等がある箇所の状況を一覧で把握できるようにまとめておくことや、システム上で、不法占用の有無などを閲覧できるようにするなどにより、事後的にも容易に状況が確認出来るようにすることが望まれる。	建設局 土木部 土木総務課	○	対応中	境界確定時に現況に建築物等がある箇所の状況を事後的にも容易に状況が確認出来る方法について検討している過程で、判明した課題について整理中である。課題については、令和2年3月までに整理し、順次作業を進めていくこととした。
P61	意見	境界確定時に保留又は不調となった箇所について	境界確定時に、住民との意見の相違により、保留または不調となっている箇所がある。平成23年度に区域線整備推進係の発足以降は、境界確定にかかる写真が保管されている。しかし、区域線測量事業の終了に伴い保留のままとされる可能性もあるため、保留または不調となった箇所について区域線測量事業の終了後も継続的にフォローをしていく体制を検討されたい。	建設局 土木部 土木総務課	○	対応中	継続的なフォローに関する体制について方針を検討するための資料として、境界が不調、保留となった割合等について調査が完了したため、令和2年3月までに方針を出せるよう検討することとした。
P61	指摘	境界画定により判明した占有地について	境界確定時の写真を閲覧すると、その中の一部が民家の庭の一部をなしているように見え、常識的に考えてその実質が近隣の所有者の土地と一体となっている箇所や物置等の構築物が建設されている箇所がある。 このような箇所については、公用財産の使用状況が適切ではなく、管理のため必要があると認められるときは、速やかに適切な措置を取らなければならないとされている（さいたま市財産規則第20条）。そのため、単に境界線を確定させるのみで終了とするのではなく、今後の対処方法なども隣接地権者と協議をすることが必要である。少なくとも、隣接地権者に対して、払下げという選択肢があることや、現状のまま放置しておくことに対する問題点などの説明などを行い、当該状況を解消することに努め、実質的な意味で境界確定を完了させることが望まれる。	建設局 土木部 土木総務課	○	対応中	越境物件の地権者と面会し、越境物の撤去や、越境されている道水路の払下げ等について説明していく。 現在、説明の際に使用する資料を作成中であるが、資料の一部の内容について、顧問弁護士と相談し、令和2年度より順次地権者に面会することとした。

## ◆平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：道路事業に関する財務事務の執行について

（令和2年3月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P76	指摘	道路（舗装）維持管理計画の策定について	<p>「さいたま市公共施設マネジメント計画・第1次アクションプラン（平成24年6月）」において、施設分野別の個別方針や更新等のあり方を記載しているにもかかわらず、道路（舗装）維持管理計画は策定について検討中であり、現時点では策定されていない。</p> <p>舗装は、車両の走行に伴う交通荷重を直接かつ繰り返し受けることにより損傷が進行するため、その性能と管理上の目標値を定め、修繕や補修等の管理を計画的、継続的に実施する必要がある。特に、大型車の通行が多く損傷の進行が早い路線については、従来型の損傷が進行して寿命を迎えた段階で舗装下部までを更新する事後保全型管理から定期的な路面性状調査により損傷状態を監視し、舗装下部まで損傷が進む前に表層の補修、修繕を行って長寿命化を図る予防保全型の管理への移行が重要である。そのため、国から示された舗装点検要領（平成28年10月国土交通省道路局）を参考に、「さいたま市公共施設マネジメント計画・第1次アクションプラン」にも記載のあるとおり、管理区間を分類し、管理区分に応じて予防保全型管理と事後保全型管理を組み合わせた道路（舗装）維持管理計画の策定について検討されたい。</p> <p>また、道路（舗装）維持管理計画においては、点検結果に基づいた中・長期的な補修工事の実施計画も含めたものとし、当該補修工事の実施計画は、路面性状調査の診断結果に基づいて優先対策実施範囲を決定し対応されたい。</p> <p>さらに、成果測定に関しては定量的な指標を設定し進捗管理を行い、実績ベースでのコスト削減効果についても事後検証を実施されたい。</p>	建設局 土木部 道路環境課	○	対応中	過去の調査結果を踏まえた修繕計画を令和2年3月末までに策定予定である。
P81	意見	定期的な受付簿の棚卸しと情報共有について	<p>道路修繕工事を道路維持課とくらし応援室で実施していることから、市民の苦情、要望、来庁による相談、コールセンターからの転送等についても、道路維持課とくらし応援室とに分かれて集計される。市民からの要望については、道路維持課及びくらし応援室でそれぞれ受付簿が用意され、各課で受け付けた要望についての処理及び顔末までが記載されている。受付簿については、処理に漏れが無いよう、各課で独自のチェック体制を用いて対策している。</p> <p>道路維持課とくらし応援室の受付簿は、独自に管理されており、課内では共有されているものの、両課での共有はしていない。受付簿に記載した案件については、処理漏れが無いよう対策が取られているが、定期的な受付簿の整理と未処理事項を共有することで、更に処理漏れが減少すると考えられる。</p> <p>両課における定期的な受付簿の棚卸しと未処理事項の共有について、効率的に行う方法を検討すべきである。</p>	建設局 土木部 道路環境課	○	済 (令和2年3月)	令和元年10月に開催した10区担当者会議において、道路維持課・くらし応援室間での相互の依頼に伴う事務処理漏れ等の問題の有無について状況の確認を行った。 その結果、現行の事務処理方法において事務処理漏れ等の問題が生じていないことから、現行の方法を継続することとした。

## ◆平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：道路事業に関する財務事務の執行について

(令和2年3月 市長通知分)

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P83	指摘	道路維持課とくらし応援室の業務分担に関する規程について	道路修繕については、くらし応援室と道路維持課という2つの担当課で業務分担しているが、各課の分担について規定したものはなく、担当課に保管されている『区役所くらし応援室の道路緊急修繕及び補修業務について』という文書しかない。職務分掌については、規程で定めるものであることから、当該分担についても規程として定めるべきである。	建設局 土木部 道路環境課	○	済 (令和2年3月)	10区くらし応援室と道路維持課の担当者にて会議を実施し、くらし応援室及び道路維持課間で事務処理の漏れ等はなく、要望に対して迅速に対応していることを確認した。 また、職務分掌に定めることに関しては、総務課及び区政推進部と調整を行った。 その結果、「区役所くらし応援室の道路緊急修繕及び補修業務について」に基づき、業務分担を行う現行の方法を継続することとした。
P83	意見	道路維持課とくらし応援室の業務分担について	市は、政令指定都市となり15年が経過している。道路修繕に関し、道路維持課とくらし応援室の業務分担が最も適切な組織であるかについて、また、分担している業務が最適化されているかについて、再度検討する必要がある。 2つの課で業務分担しているが故のメリット、デメリットを詳細に検討し、限られた予算と人員の中で、最も効果的かつ効率的な組織及び業務分担とすべく、最適化を図ることが重要である。	建設局 土木部 道路環境課	○	済 (令和2年3月)	10区くらし応援室と道路維持課の担当者にて会議を実施し、業務分担について意見交換を行った。 くらし応援室と道路維持課においては、適切に連携が取られていることから、事務処理の漏れなどは生じて無い。また、緊急的な案件や軽微な案件はくらし応援室、規模の大きい案件は道路維持課と業務を分担することで、市民からの要望に対して迅速な対応を図っている。 そのため、現行の体制を継続することとした。
P103	指摘	道路情報システムのセキュリティ対策について	道路情報システムのログインIDとパスワードは課区ごとに付与されていた。また、始業時にある課区のログインIDでログインした後は、終業時まで常時ログイン状態となったままとなっており、端末が設置された区画にいる職員であれば誰でも利用可能な状態となっていた。 道路情報システムは端末が置かれている課の一部の職員が利用するものであることから、業務上必要な職員に制限するために職員ごとにログインIDを付与して、利用の都度、ログインとログアウトをすることで業務上必要のない職員の利用を制限する必要がある。	建設局 土木部 土木総務課	○	対応中	道路情報システムがログイン中に一定時間利用されない状態となった際に画面がスクリーンセーバーになるよう設定した。 職員ごとのログインIDについて、対象職員の範囲を確定したため、令和2年4月より対象職員に付与する。
P104	意見	窓口対応端末の覗き見防止策について	道路情報システムの端末は窓口を訪れた一般市民や事業者の問い合わせに対応するために窓口付近に設置されるが、端末画面に写った情報が窓口から容易に閲覧可能な状態のままとなっている。 道路情報システムは地図システムをベースとしており、画面に写し出される地図上には個人宅を示すような内容も含まれることから、覗き見防止フィルターを画面に装着する等、端末を操作する担当者以外からの画面の閲覧を防止する措置を講じることが望まれる。	建設局 土木部 土木総務課	○	済 (令和2年3月)	窓口付近に設置された道路情報システムの端末に覗き見防止フィルターを設置した。

## ◆平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：道路事業に関する財務事務の執行について

（令和2年3月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P115	意見	駅前交通島の芝 について	浦和美園駅前広場交通島の芝生（約400㎡）は、埼玉スタジアム2〇〇2と同じ芝を植えることにより、サッカーの街としての顔としての役割を担っているが、芝を緑に保つために平成29年度で年間3,348千円の維持費がかかっている。市として、広場の芝を埼玉スタジアム2〇〇2と同じ芝を植栽するという意思決定はなく、都市再生機構から引き継いだ時から継続して事業を実施しているのみとなっている。当該契約について、他の業者では実施できないのか、また、芝は埼玉スタジアム2〇〇2と同じものでなければならないのかの議論をした形跡はない。少なくとも、都市再生機構から引き継いでから9年間で30,000千円程度の税金が維持費として支出されていることを鑑みても、改めて、芝の管理の在り方について検討し、市としての意思を明確にすべきである。	建設局 南部建設事 務所 道路維持課	○	対応中	令和2年度のオリンピック終了後までは、現在の管理とすることとした。 それ以降は令和3年度予算要望時期までに、関係各所と調整して方針を決める。
P120	意見	不法な道路占用 に対する処置に ついて	道路占用は、占用する者が正しく申請することを前提として成り立っており、占用に関し申請せず不法状態であることを放置しておくことは、正しく申請した者のみから料金を徴収することになり、不公平が生じる。市道におけるすべての不法占用を発見し、指導することは困難であると考えられるが、道路の安全を確保するだけでなく、正しく申請している人との公平性を保つためにも、パトロールによる占用申請の有無の確認、申請がなかった場合の指導を実施すべきである。それにより、他の者に対する牽制効果も発揮でき、占用の申請促進を促すだけでなく、道路の安全も確保できることとなる。	建設局 土木部 土木総務課	○	対応中	道路パトロール実施所管課と令和2年3月に協議を行ったが、引き続き調整が必要な事項があるため、再度協議することとした。
P125	意見	消耗品及び材料 品の購入時の予 算管理について	道路補修材に関して、購入は各建設事務所道路維持課の予算で購入しているにもかかわらず、各区くらし応援室が使用している状況にある。適切な予算執行の観点から考えると道路維持課が同課の予算で購入した消耗品及び材料品に関しては、同課のみが使用するべきものである。調達事務に関しては道路維持課が実施するとしても、各区くらし応援室が使用する消耗品及び材料品に関しては各区くらし応援室の予算を用いて、数量の管理も別々に実施する等の方法によるなど、適切な管理方法を検討されたい。	建設局 北部建設事 務所 道路維持課	○	済 (令和2年3月)	道路補修材について、令和2年度から各くらし応援室の予算を用いて、数量管理も別々に実施することとした。
P125	意見	消耗品及び材料 品の購入時の予 算管理について	道路補修材に関して、購入は各建設事務所道路維持課の予算で購入しているにもかかわらず、各区くらし応援室が使用している状況にある。適切な予算執行の観点から考えると道路維持課が同課の予算で購入した消耗品及び材料品に関しては、同課のみが使用するべきものである。調達事務に関しては道路維持課が実施するとしても、各区くらし応援室が使用する消耗品及び材料品に関しては各区くらし応援室の予算を用いて、数量の管理も別々に実施する等の方法によるなど、適切な管理方法を検討されたい。	建設局 南部建設事 務所 道路維持課	○	済 (令和2年3月)	道路補修材について、令和2年度から各くらし応援室の予算を用いて、数量管理も別々に実施することとした。